

○港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年8月19日条例第93号）

港湾の設置及び管理等に関する条例

昭和39年 8 月19日  
条例第93号

- |    |   |   |
|----|---|---|
| 改正 | 昭和44年 3 月31日条例第25号<br>昭和48年 3 月31日条例第35号<br>昭和50年12月27日条例第55号<br>昭和55年12月23日条例第58号<br>昭和61年10月17日条例第54号<br>平成 4 年12月22日条例第59号<br>平成 9 年 3 月25日条例第 7 号<br>平成12年12月26日条例第83号<br>平成13年12月28日条例第75号<br>平成18年12月28日条例第85号<br>平成20年 3 月31日条例第23号<br>平成20年12月26日条例第63号<br>平成23年 7 月22日条例第32号<br>平成25年 3 月29日条例第74号<br>平成26年 3 月25日条例第 7 号<br>平成29年12月28日条例第86号<br>令和元年10月21日条例第39号<br>令和 2 年12月25日条例第105号<br>令和 5 年 3 月20日条例第22号<br>令和 5 年12月26日条例第94号 | 昭和46年10月15日条例第55号<br>昭和49年 3 月30日条例第29号<br>昭和52年 3 月31日条例第17号<br>昭和58年12月21日条例第39号<br>平成元年 3 月20日条例第 5 号<br>平成 8 年 3 月26日条例第 7 号<br>平成11年12月24日条例第55号<br>平成13年 3 月27日条例第19号<br>平成17年 3 月29日条例第54号<br>平成19年12月25日条例第67号<br>平成20年 7 月22日条例第32号<br>平成22年12月28日条例第88号<br>平成25年 1 月11日条例第38号<br>平成25年12月27日条例第124号<br>平成27年12月28日条例第107号<br>平成31年 3 月22日条例第18号<br>令和 2 年 7 月17日条例第63号<br>令和 4 年 3 月25日条例第12号<br>令和 5 年 9 月 1 日条例第67号 |
|----|---|---|

港湾の設置及び管理等に関する条例をここに公布する。

港湾の設置及び管理等に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 港湾の設置及び管理（第 2 条～第17条）
- 第 3 章 指定管理者（第18条～第27条）
- 第 4 章 雑則（第28条）
- 第 5 章 罰則（第29条～第31条）

附則

- 第 1 章 総則
- 追加〔平成25年条例38号〕

（趣旨）

第 1 条 この条例は、別に定めがあるもののほか、港湾の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

- 第 2 章 港湾の設置及び管理
- 追加〔平成25年条例38号〕

（設置）

第 2 条 港湾を次のとおり設置する。

名称	位置
湘南港	藤沢市江の島1丁目地先
葉山港	三浦郡葉山町堀内地先
大磯港	中郡大磯町大磯地先
真鶴港	足柄下郡真鶴町真鶴地先

全部改正〔昭和48年条例35号〕

(行為の制限)

第3条 港湾においては、何人も次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第4号及び第6号から第8号までに掲げる行為については、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 港湾の施設を損傷し、又は損傷するおそれのある行為をすること。
  - (2) じんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物を投棄し、又は放置すること。
  - (3) 自動車、牛車、馬車その他の車両又は牛、馬その他の畜類を放置すること。
  - (4) 物品を加工し、又は販売すること。
  - (5) 港湾の施設の保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げること。
  - (6) 貨物を停滞させること。
  - (7) けい留施設にいかだその他の物件をけい留すること。
  - (8) けい留施設において、有毒物、爆発物その他の危険物又はじんあい、汚物その他衛生上有害と認められる物の荷役をすること。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、港湾の機能を妨げる行為をすること。
- 2 知事は、前項ただし書の規定による許可の申請があつた場合において、その申請に係る行為が港湾の施設の保全又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを許可してはならない。
- 3 知事は、第1項ただし書の規定による許可に港湾の施設の保全又は利用上必要な条件を付することができる。

一部改正〔昭和48年条例35号〕

(利用の承認)

第4条 次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設（これに附属する設備を含む。以下同じ。）のいずれかを利用しようとする者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定する者（以下「指定管理者」という。）（第1号ア及びエ、第2号イ及びウ並びに第4号にあつては、知事。次項において同じ。）の承認を受けなければならない。ただし、公開の施設の利用については、この限りでない。

- (1) 湘南港
  - ア 本船岸壁
  - イ 南物揚場、中央物揚場、北物揚場及び浮棧橋
  - ウ 船舶保管地
  - エ 漁船物揚場及び漁船船揚場
  - オ 臨港道路附属駐車場
  - カ 船舶給水施設
  - キ 港湾管理事務所
  - ク 固定式荷役機械
- (2) 葉山港
  - ア 西物揚場、西中央物揚場、西船揚場、本港浮棧橋及び新港浮棧橋
  - イ 東物揚場、東中央物揚場及び東船揚場
  - ウ 南物揚場
  - エ 船舶保管地
  - オ 臨港道路附属駐車場
  - カ 港湾管理事務所
  - キ 固定式荷役機械
- (3) 大磯港
  - ア 西岸壁、中央岸壁、東岸壁、漁船物揚場及び漁船船揚場
  - イ 西荷さばき地及び漁船荷さばき地
  - ウ 臨港道路附属駐車場
  - エ 船舶給水施設
- (4) 真鶴港
  - ア 南物揚場及び北物揚場

イ 第一物揚場、第二物揚場、第三物揚場、第四物揚場、第五物揚場、第六物揚場、南船揚場及び北船揚場

ウ 南荷さばき地及び西荷さばき地

エ 船舶修理施設

オ 港湾管理事務所

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の承認を与えないことができる。

(1) 港湾の施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。

(3) その他利用させることが港湾の管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔昭和44年条例25号・48年35号・52年17号・58年39号・平成4年59号・11年55号・12年83号・17年54号・18年85号・19年67号・20年23号・63号・23年32号・25年74号・令和2年105号・5年22号〕

(専用利用の承認)

第5条 港湾の施設に構築物を設け、又は区域を画して一定の期間独占的にこれを利用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、その申請に係る事項が、港湾の開発若しくは利用に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき又は港湾の風致を著しく害するおそれがあるときは、これを承認してはならない。ただし、知事が公益上やむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

3 第3条第3項の規定は、第1項の承認を行なう場合について準用する。

一部改正〔平成25年条例38号〕

(許可等の特例)

第6条 国又は地方公共団体が第3条第1項ただし書の規定による行為又は前条第1項の規定による利用(以下「専用利用」という。)をしようとするときは、あらかじめ知事に協議することをもつて足りる。

2 次の各号に掲げる船舶又は車両を運行する者が、船舶給水施設以外の港湾の施設を利用する場合においては、第4条第1項の規定による承認を受けることを要しない。ただし、第5号及び第6号に掲げるものにあつては、その開催に伴う利用について、あらかじめ知事の同意を得たものに限る。

(1) 犯罪捜査、警備その他警察の用務に従事する船舶又は車両

(2) 災害救助、水防、消防又は防疫の用務に従事する船舶又は車両

(3) 海難を避けようとする船舶

(4) 運転の自由を失つた船舶

(5) 国際的競技会又は国若しくは地方公共団体が主催する競技会に参加する船舶又はその練習を行なう船舶

(6) 祭礼その他地方的慣行の催し物に参加する船舶

3 専ら漁業に従事する船舶を運行する者が、次の各号に掲げる港湾において当該各号に掲げる施設を専ら漁業のために利用する場合においては、第4条第1項の規定による承認を受けることを要しない。

(1) 湘南港 漁船物揚場及び漁船船揚場

(2) 葉山港 東物揚場、東中央物揚場及び船揚場

(3) 大磯港 漁船物揚場、漁船船揚場及び漁船荷さばき地

(4) 真鶴港 南物揚場、第一物揚場、第三物揚場、第六物揚場、南船揚場、北船揚場及び船舶修理施設

一部改正〔昭和48年条例35号・52年17号・58年39号・平成23年32号〕

(利用の期間)

第7条 第4条第1項の規定による利用の期間は1箇年以内とし、第5条第1項の規定による専用利用の期間は5箇年以内とする。

(遵守事項)

第8条 港湾の施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 船舶又は車両の修理のための用具又は資材その他の物件を放置しないこと。

- (2) 港湾の施設又は他の船舶若しくは車両に損傷を与えたときは、すみやかに知事に届け出ること。
- (3) けい留施設及び他の船舶に衝撃を与えないよう適当な防げん具を使用すること。
- (4) 投げように当つては、他のびよう鎖と交さしないように投げようすること。
- (5) 荷役等を終わつたときは、すみやかに船舶を離岸させ、又は転けいすること。
- (6) 火災その他により他に危害を及ぼすおそれのある事態が生じたときは、すみやかに離岸その他の適当な処置をとること。
- (7) 天候不穏のおそれがあるときは、いつでも避難できるように準備すること。
- (8) 有毒物又は爆発物その他の危険物を積載して臨港道路付属駐車場に駐車しないこと。
- (9) 臨港道路付属駐車場において火気を使用しないこと。

(承認に基づく地位の承継)

第9条 相続人、合併又は分割により設立された法人その他の第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、第4条第1項の承認に係る船舶又は第5条第1項の承認に係る事業を承継した法人に限る。）は、被承継人が有していた承認に基づく地位を承継する。

- 2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかにその旨を知事（第4条第1項各号（同項第1号ア及びエ、第2号イ及びウ並びに第4号を除く。）に掲げる施設における同項の承認に基づく地位の承継にあつては、指定管理者）に届け出なければならない。

一部改正〔平成13年条例19号・20年23号・63号・令和5年22号〕

(権利の譲渡)

第10条 第4条第1項又は第5条第1項の規定による承認に基づく権利は、知事（第4条第1項各号（同項第1号ア及びエ、第2号イ及びウ並びに第4号を除く。）に掲げる施設における同項の承認に基づく権利にあつては、指定管理者）の承認がなければ、譲渡することができない。

- 2 前項の規定により承認に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していた承認に基づく地位を承継する。

一部改正〔平成20年条例23号・63号・令和5年22号〕

(利用料、使用料及び占用料等の徴収)

第11条 第4条第1項の規定による利用又は第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けた者から別表第1に定める額の利用料を徴収する。

- 2 地方自治法第238条の4第7項の規定による港湾の施設の使用については、前項中第5条第1項の規定による専用利用の利用料の例により使用料を徴収する。
- 3 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第37条第1項の規定による許可（同項第1号又は第2号に該当するものに限る。）を受けた者から、別表第2に定める額の占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）を徴収する。
- 4 第1項に規定する利用料の額及び前項に規定する占用料等の額が100円に満たないときは、その額を100円とする。
- 5 第1項に規定する利用料の額及び第3項に規定する占用料等の額の変更については、あらかじめ神奈川県港湾審議会の意見を聴くものとする。

一部改正〔昭和48年条例35号・52年17号・平成11年55号・17年54号・18年85号・27年107号〕

(利用料等の減免)

第12条 次に掲げる船舶、車両又は貨物については、船舶給水施設以外の施設の利用についての利用料を免除する。

- (1) 法第44条の2第1項ただし書に規定する船舶
  - (2) 港湾に係る公務のための船舶、車両又は貨物
  - (3) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための船舶、車両又は貨物
  - (4) その他知事が特に認める船舶、車両又は貨物
- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の利用料を減免することができる。
    - (1) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のため港湾の施設の専用利用をするとき。
    - (2) 港湾の機能を助長する施設として知事が特に認める構築物の設置のため港湾の施設の専用利

用をするとき。

- (3) 地元漁業協同組合又はその組合員が漁業上欠くことのできない用途にあてるため、主として漁業の用に供する目的で設置された港湾の施設の専用利用をするとき。
  - (4) 知事が指示する行為を行なうため、港湾の施設の専用利用をするとき。
  - (5) 地方公共団体が港湾その他の海事に関する理解の増進を図る目的で港湾の施設を利用するとき。
  - (6) その他知事が特に必要と認めるとき。
- 3 知事は、次の各号に掲げる場合で特に必要と認めるときは、占用料等を減免することができる。
- (1) 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事を行うとき。
  - (2) 営利を目的としない公益事業を行うとき。
  - (3) 漁業上欠くことのできない行為を行うとき。
  - (4) 知事が指定する行為を行うとき。

一部改正〔昭和44年条例25号・48年35号・平成11年55号・18年85号・25年38号・令和元年39号〕

(利用料等の不還付)

第13条 既に徴収した利用料及び占用料等は、還付しない。ただし、知事が災害その他特別の事情により利用、占用又は採取することができないと認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成11年条例55号・25年38号〕

(入出港の届出)

第14条 船舶が入港したとき又は出港しようとするときは、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる船舶については、この限りでない。

- (1) 総トン数5トン未満の船舶
- (2) 第6条第2項各号に掲げる船舶
- (3) もつばら漁業に従事する船舶

一部改正〔平成17年条例154号・20年23号・63号・25年38号〕

(けい留場所等の指示及び変更)

第15条 知事は、港湾の施設の利用上必要と認めるときは、船舶のけい留場所、車両の駐車場所若しくは貨物の滞留場所を指示し、又はその変更を命ずることができる。

一部改正〔昭和48年条例35号〕

(港湾の施設の利用の禁止又は制限)

第16条 知事は、港湾の保全、開発又は利用上特に必要があると認めるときは、港湾の施設の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(監督処分)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、第27条第1項に規定するものを除き、その許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件若しくは指示を変更し、又は利用その他の行為の中止、構築物の改築若しくは除去、利用その他の行為により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこの条例に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る構築物を譲り受けた者又はこれらの者から賃貸借その他により当該違反に係る構築物を使用する権利を取得した者
- (2) この条例の規定による許可若しくは承認に付した条件又は指示に違反した者
- (3) 詐欺その他不正な手段により、この条例の規定による許可又は承認を受けた者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、港湾の施設を利用する者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

- (1) 利用その他の行為につき、又はこれに係る事業を営むことにつき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を受けたことを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき又はこれらの処分が取り消され、若しくは効力を失つたとき。
- (2) 利用その他の行為又はこれに係る事業の全部若しくは一部の廃止があつたとき。

- (3) 津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動等により港湾の施設の状況が変化したことによつて、利用その他の行為が港湾の施設の保全又は利用上著しい支障を生ずることになったとき。
- (4) 港湾の施設に関する工事のため必要があるとき。
- (5) 公益上特に必要があるとき。

一部改正〔平成17年条例54号・25年38号〕

### 第3章 指定管理者

追加〔平成25年条例38号〕

(指定管理者による管理)

第18条 次の表の左欄に掲げる港湾の施設の管理に関する業務のうち、同表の当該右欄に掲げる業務は、指定管理者に行わせるものとする。

港湾	業務
湘南港	1 港湾の施設（法第2条第5項第4号に規定する道路及び橋りょう並びに法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。）の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条（第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまでに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。）、第10条（第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまでに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。）及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 その他湘南港の円滑な利用の確保に関する業務
葉山港	1 港湾の施設（法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。）の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条（第4条第1項第2号ア、エ、オ、カ及びキに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。）、第10条（第4条第1項第2号ア、エ、オ、カ及びキに掲げる施設における同項の承認に係るものに限る。）及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 その他葉山港の円滑な利用の確保に関する業務
大磯港	1 港湾の施設の維持管理に関する業務 2 第4条、第9条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）、第10条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）及び第27条に関する業務 3 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務 4 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務 5 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務 6 その他大磯港の円滑な利用の確保に関する業務

2 真鶴港の施設の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務は、指定管理者に行わせることができる。この場合において、第4条第1項、第9条第2項及び第10条第1項中「、第2号イ及びウ並びに第4号」とあるのは、「並びに第2号イ及びウ」とする。

- (1) 港湾の施設の維持管理に関する業務
- (2) 第4条、第9条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）、第10条（第4条第1項の承認に係るものに限る。）及び第27条に関する業務
- (3) 第14条に規定する入出港の届出の受付に関する業務
- (4) 港湾の施設の利用に関する秩序の維持に関する業務
- (5) 漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等に関する業務
- (6) その他真鶴港の円滑な利用の確保に関する業務

3 前項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、指定管理者に当該業務を行わせ

ることとなる時前にこの条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為でその時以後指定管理者に行わせることとなる業務に係るものについては、この条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。

4 第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、指定管理者に当該業務を行わせることとなる時前にこの条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為でその時以後指定管理者に行わせることとなる業務に係るものについては、この条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

5 第2項の規定により指定管理者に行わせていた業務を知事が行う場合においては、知事が当該業務を行うこととなる時前にこの条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為でその時以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、この条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為とみなす。

6 第2項の規定により指定管理者に行わせていた業務を知事が行う場合においては、知事が当該業務を行うこととなる時前にこの条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為でその時以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、この条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

全部改正〔平成17年条例54号〕、一部改正〔平成20年条例23号・63号・25年38号・74号・令和5年22号〕

(指定管理者の指定の申請)

第19条 指定管理者の指定を受けようとする者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書
- (2) 知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類
- (3) 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (4) 指定管理業務（前条第1項又は第2項の規定により指定管理者に行わせることとした業務をいう。以下同じ。）の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

追加〔平成17年条例54号〕、一部改正〔平成20年条例32号・令和5年22号〕

(指定管理者の指定の基準)

第20条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準（第5号に掲げる基準にあつては、湘南港及び葉山港を除く。）により港湾の施設の指定管理者として最も適切であると認めた者を指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 港湾の施設の運営を公正かつ中立に行うことができること。
- (5) 港湾の施設の利用に関する秩序の維持及び漁業を営む者、マリーナを経営する者、内航運送を行う者、船舶運航事業を営む者その他事業活動のために港湾を利用する者の利用調整等を十全に行う能力がある公共団体であること。
- (6) 津波、高潮、波浪その他の災害及び緊急の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事の指示に従い、適切に対応する体制を確保できること。
- (7) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (8) 安定した経営基盤を有していること。
- (9) 第23条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを

判断するために必要なものとして規則で定める基準

追加〔平成17年条例54号〕、一部改正〔平成20年条例23号・63号〕

(指定管理者の指定の告示)

第21条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例54号〕

(管理の基準等)

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

(2) 第4条第1項の規定による利用(同項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設に係るものを除く。)に係る事務を行わない日は、規則で定める日であること。

(3) 第4条第1項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設の開場時間並びに同項第1号キ、第2号カ及び第4号オに掲げる施設の開所時間は、規則で定める時間であること。

(4) 港湾の施設の維持管理を適切に行うこと。

(5) 港湾の施設の利用に関する調整等を適切に行うこと。

(6) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の実施に関する事項

(3) 指定管理業務の実績報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

追加〔平成17年条例54号〕、一部改正〔平成18年条例85号・20年23号・63号・25年38号・74号・令和2年105号〕

(指定管理者の指定の取消し等)

第23条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第20条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。

(2) 第20条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例54号〕

(利用料金の納付)

第24条 第4条第1項の規定による指定管理者の承認を受けた者は、別表第3に掲げる施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。

3 前項の利用料金(駐車場利用料金を除く。)は、前納とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、これを後納させることができる。

4 駐車場利用料金は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 別表第3に定める額の変更については、第11条第5項の規定を準用する。

追加〔平成25年条例38号〕、一部改正〔平成27年条例107号〕

(利用料金の減免)

第25条 次に掲げる車両については、前条第1項の規定にかかわらず、駐車場利用料金を免除する。

(1) 港湾に係る公務のための車両

- (2) 港湾の建設、改良、維持又は復旧の工事のための車両
  - (3) その他あらかじめ知事が特に指定した車両
- 2 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

追加〔平成25年条例38号〕

(利用料金の不還付)

第26条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他特別の事情により施設を利用することができないと認めるときは、この限りでない。

追加〔平成25年条例38号〕

(利用承認の取消し等)

第27条 指定管理者は、第17条第1項各号のいずれかに該当する者に対して、第4条第1項の規定による承認(湘南港にあつては第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまでに掲げる施設に係るもの、葉山港にあつては同項第2号ア及びエからキまでに掲げる施設に係るものに限る。)を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

2 指定管理者は、港湾の施設(湘南港にあつては法第2条第5項第4号に規定する道路及び橋りょう並びに法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設、葉山港にあつては法第39条の規定により知事が漁港区として指定した区域内の施設を除く。)の管理上特に必要があると認めるときは、当該港湾の施設の全部又は一部の利用を中止させ、又はその利用の方法を変更させることができる。

追加〔平成17年条例54号〕、一部改正〔平成20年条例23号・63号・25年38号・74号〕

#### 第4章 雑則

追加〔平成25年条例38号〕

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成25年条例38号〕

#### 第5章 罰則

追加〔平成25年条例38号〕

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項、第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反した者
  - (2) 第15条又は第16条の規定による指示、命令又は処分に従わない者
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万5,000円以下の過料に処する。
- (1) 第9条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (2) 第10条第1項の規定による承認を受けないで権利を譲渡した者

一部改正〔平成11年条例55号・17年54号・25年38号〕

第30条 詐欺その他不正の行為により第11条第1項又は第2項に規定する利用料又は使用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。

一部改正〔平成11年条例55号・17年54号・25年38号〕

第31条 詐欺その他不正の行為により占用料等の全部又は一部の徴収を免れた者から、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

追加〔平成11年条例55号〕、一部改正〔平成17年条例54号・25年38号〕

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条から第13条まで及び第20条の規定は、昭和39年10月25日から施行する。

一部改正〔平成31年条例18号〕

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に港湾法第37条第1項の規定による許可を受けて港湾の施設を利用している者は、従前と同様の条件により、当該利用について第5条第1項の規定による承認を受けた者とみなす。

一部改正〔平成31年条例18号〕

(利用料等の額に関する規定の読替え)

3 次に掲げる利用料等のうち平成31年10月1日以後の利用等に係るものであつて同年5月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするもの(同年5月1日以後に利用等の申込みがあつたものに限る。)に関する別表第1及び別表第2の規定の適用については、別表第1中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号)第3条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)第2条の規定による改正後の地方税法」とする。

(1) 第4条第1項の承認を受けた港湾の施設の利用に係る利用料(岸壁利用料及び船舶給水料にあつては、平成31年10月1日前の日を利用の期間に含むものを除く。)

(2) 第5条第1項の承認を受けた専用利用に係る利用料(別表第1の7 専用利用料(1)の表に定める利用料のうち月割りで計算するものにあつては、平成31年10月1日前の日を利用の期間に含むものを除く。)

(3) 法第37条第1項の許可を受けた占用(占用料を月割りで計算するものにあつては、平成31年10月1日前の日を占用の期間に含むものを除く。)に係る占用料又は同項の許可を受けた土砂の採取(採取の許可の期間の初日が同月1日以後であるものに限る。)に係る土砂採取料

全部改正〔平成31年条例18号〕

附 則(昭和44年3月31日条例第25号)

- 1 この条例は、昭和44年5月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に利用の承認を受けているけい留施設又は小型船舶給水施設の利用に係る利用の期間のうちこの条例の施行の日以後の利用の期間に係る利用については、改正後の別表第2の2けい留料及び3陸置料の規定にかかわらず、次の算式により得た額の利用料を追加徴収する。

算式

算式の符号

- A 利用の承認を受けている利用の期間の日数
- B 利用の承認を受けている利用の期間のうちこの条例施行の日以後の日数
- C 利用の承認を受けている利用の期間に係る改正後の利用料の額
- D 利用の承認を受けている利用の期間に係る改正前の利用料の額

- 3 前項の規定による利用料は、知事が指定する日に徴収する。
- 4 この条例施行の際現に中央船揚場の利用の承認を受け、かつ、その承認に係る船舶について湘南港のけい留施設(中央船揚場、第一漁船物揚場、第二漁船物揚場及び漁船船揚場を除く。以下この項において同じ。)又は小型船舶給水施設の利用の承認を受けている者に係るそのけい留施設又は小型船舶給水施設の既納の利用料については、改正後の別表第2の2けい留料及び前項の規定にかかわらず、その利用料の額のうち次の算式により得た額を返還する。

算式

算式の符号

- A 利用の承認を受けている利用の期間の日数
- B 利用の承認を受けている利用の期間に係る改正前の利用料の額
- C 利用の承認を受けている利用の期間のうちこの条例施行の日以後の日数

附 則(昭和46年10月15日条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月31日条例第35号)

- 1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、同年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項の規定による許可を受けて大磯港の港湾の施設を利用している者は、従前と同様の条件により、当該利用について第5条第1項の規定による承認を受けた者とみなす。

附 則(昭和49年3月30日条例第29号)

- 1 この条例は、昭和49年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にけい留施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る利用の期間のうちこの条例の施行の日以後の当該承認に係る利用の期間に係る利用については、次の算式により得た額の利用料を追加徴収する。

算式

算式の符号

- A 当該承認を受けている利用の期間の日数
- B 当該承認を受けている利用の期間のうちこの条例の施行の日以後の日数
- C 当該承認を受けている利用の期間に係る改正後の利用料の額
- D 当該承認を受けている利用の期間に係る改正前の利用料の額

- 3 前項の規定による利用料は、知事が指定する日に徴収する。

附 則（昭和50年12月27日条例第55号）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の規定により港湾の施設の利用の承認を受けている者の当該承認に係る期間のうち昭和51年4月1日以後の期間に係る利用については、同条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和52年3月31日条例第17号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項、第6条第3項及び別表の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月23日条例第58号抄）

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。
- 3 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の規定により港湾の施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうち施行日以後の期間に係る使用料を納入している者の当該納入している期間に係る使用料については、同条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和58年12月21日条例第39号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）及び第2条の規定による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の規定により道路の占用の許可又は港湾の施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該許可又は承認に係る期間のうち施行日以後の期間に係る占用料又は使用料を納入している者の当該納入している期間に係る占用料又は使用料については、第1条及び第2条の規定による改正後の神奈川県道路占用料徴収条例及び港湾の設置及び管理等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和61年10月17日条例第54号抄）

- 1 この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月20日条例第5号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から、第27条の規定は同年7月1日から施行する。（平成元年3月規則第31号で、同元年5月1日から施行）

（港湾施設の使用料等に関する経過措置）

- 5 第25条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の規定により港湾の施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうち同条の規定の施行の日以後の期間に係る使用料等を納入している者の当該納入している期間に係る使用料等については、同条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成4年12月22日条例第59号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）及び第2条の規定による改正前の港湾の

設置及び管理等に関する条例の規定により道路の占用の許可又は港湾の施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該許可又は承認に係る期間のうち施行日以後の期間に係る占用料又は使用料を納入している者の当該納入している期間に係る占用料又は使用料については、第1条及び第2条の規定による改正後の神奈川県道路占用料徴収条例及び港湾の設置及び管理等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成8年3月26日条例第7号抄）

（施行期日）

1 この条例中（中略）第2条及び附則第5項から第7項までの規定は平成8年5月1日から施行する。

（港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の規定により港湾の施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうち平成8年5月1日以後の期間に係る使用料を納入している者の当該納入している期間に係る使用料については、同条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 平成8年5月1日から同年6月30日までの間に承認を受けた港湾の施設の利用に係る使用料（使用料の額が年額又は月額で定められている使用料に限る。）で当該承認の期間が同日以前に開始し、かつ、同日後に終了するものの同年5月1日から利用開始日（最初に利用することができる日をいう。）に相当する同年7月中の日の前日までの期間に係るものについては、改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 平成8年5月1日から同年6月30日までの期間に係る港湾の施設の利用に係る使用料（附則第5項及び前項の使用料を除く。）については、改正後の設置及び管理等に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月25日条例第7号）

1 この条例は、平成9年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に港湾の施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る利用料を納入している者の当該納入している期間に係る利用料については、改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月24日条例第55号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に行われた占用料等の徴収に係る処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の相当規定によって行われた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行前に徴収した占用料等は、改正後の第11条第3項の規定により徴収した占用料等とみなす。

4 この条例の施行の際現に港湾の施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る利用料を納入している者の当該納入している期間に係る利用料については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月26日条例第83号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号に加える改正規定、別表第1の4 駐車場利用料の表中湘南港、大磯港の項の次に加える改正規定及び同表の備考に加える改正規定は、同年7月20日から施行する。

附 則（平成13年3月27日条例第19号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第75号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第54号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第18条の規定により管理の委託をしている港湾の施設の管理の委託については、平成18年9月1日(同日前に改正後の第20条の規定により指定管理者の指定をした場合にあつては、当該指定の日。以下「指定等の日」という。)までの間は、なお従前の例による。

3 改正前の第4条、第9条、第10条、第14条及び第17条の規定は、前項の規定により管理を委託する間は、なおその効力を有する。

4 指定等の日以前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第4条、第9条、第10条、第14条及び第17条の規定によりされた処分又は手続は、改正後の第4条、第9条、第10条、第14条、第17条及び第24条の規定によりされた処分又は手続とみなす。

附 則 (平成18年12月28日条例第85号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成19年2月規則第12号で、同19年3月1日から施行)

附 則 (平成19年12月25日条例第67号)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に葉山港の港湾の施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る利用料を納入している者の当該納入している期間に係る利用料については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間に承認を受けた葉山港の港湾の施設(次の表に掲げる施設に限る。)の利用に係る利用料の額は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

1 係留料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者 船長	1箇月未満		1箇月以上1箇年未満		1箇年	
			1日		1箇月		1箇年	
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
葉山港	西物揚場	6メートル以下のもの	1,570円	1,930円	27,330円	32,800円	298,090円	357,690円
	西中央物揚場	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,120円	2,540円	35,540円	42,600円	387,420円	464,920円
	船揚場固定栈橋本港第一浮栈橋	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,250円	2,700円	38,600円	46,350円	430,970円	517,110円
	東物揚場	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,600円	3,170円	43,740円	52,520円	478,250円	573,860円
	東中央物揚場	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,950円	3,510円	48,640円	58,320円	530,340円	636,430円
	第二南物揚場	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,280円	3,960円	54,910円	65,850円	598,720円	718,480円
		8.5メートルを	3,630円	4,310円	61,510円	73,830円	670,740円	804,850円

		超え9メートル以下のもの							
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,960円	4,760円	66,300円	79,510円	724,160円	869,020円	
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,210円	4,990円	71,080円	85,330円	776,380円	931,680円	
		10メートルを超えるもの	4,210円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに320円を加算した額	4,990円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに430円を加算した額	71,080円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,760円を加算した額	85,330円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,680円を加算した額	776,380円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに51,820円を加算した額	931,680円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに62,660円を加算した額	
葉山港	新港第一浮棧橋	6メートル以下のもの	1,650円	2,020円	28,630円	34,360円	312,290円	374,720円	
	新港第二浮棧橋	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,220円	2,660円	37,230円	44,630円	405,870円	487,060円	
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,360円	2,830円	40,440円	48,560円	451,490円	541,730円	
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,720円	3,320円	45,820円	55,020円	501,020円	601,190円	
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,090円	3,680円	50,960円	61,100円	555,590円	666,740円	
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,440円	4,150円	57,530円	68,990円	627,230円	752,690円	
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,800円	4,520円	64,440円	77,350円	702,680円	843,180円	
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,150円	4,990円	69,460円	83,300円	758,640円	910,400円	
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,410円	5,230円	74,470円	89,390円	813,350円	976,050円	
		10メートルを超えるもの	4,410円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに340	5,230円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに450	74,470円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに	89,390円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに	813,350円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに	976,050円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに	

			円を加算した額	円を加算した額	4,990円を加算した額	5,950円を加算した額	54,290円を加算した額	65,640円を加算した額
--	--	--	---------	---------	--------------	--------------	---------------	---------------

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
- 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
- 3 利用の期間が4時間に満たない場合における係留料は、1日の係留料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用の期間が1日に満たない場合（4時間に満たない場合を除く。）又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
- 5 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。

2 陸置料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者 船長	1 箇月未満		1 箇月以上 1 箇年未満		1 箇年	
			1 日		1 箇月		1 箇年	
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
葉山港	船舶保管地	4メートル以下のもの	670円	770円	9,670円	11,600円	113,260円	135,940円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	770円	890円	12,280円	14,800円	134,100円	160,890円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	890円	1,130円	15,140円	18,200円	165,560円	198,730円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,000円	1,230円	17,990円	21,630円	196,560円	235,880円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,230円	1,470円	20,830円	25,050円	227,670円	273,250円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,350円	1,570円	23,220円	27,890円	253,650円	304,360円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,570円	1,930円	24,830円	29,830円	284,640円	341,620円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	1,810円	2,150円	29,830円	35,760円	326,010円	391,190円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,030円	2,480円	34,610円	41,580円	377,860円	453,420円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,370円	2,820円	39,400円	47,280円	430,630円	516,770円

8.5メートルを 超え9メー トル以下のもの	2,820円	3,400円	48,180円	57,870円	525,770円	630,960円
9メートルを 超え9.5メー トル以下のもの	3,060円	3,630円	52,180円	62,660円	569,200円	683,040円
9.5メートルを 超え10メー トル以下のもの	3,400円	4,080円	56,950円	68,340円	621,050円	745,250円
10メートルを 超えるもの	3,400円に 10メー トルを超 える0.5メ ートルま ごと に240 円を加算 した額	4,080円に 10メー トルを超 える0.5メ ートルま ごと に280 円を加算 した額	56,950円 に10メ ートルを 超える0.5 メー ートルま ごと に 4,260円を 加算した 額	68,340円 に10メ ートルを 超える0.5 メ ートルま ごと に 5,070円を 加算した 額	621,050円 に10メ ートルを 超える0.5 メ ートルま ごと に 46,280円 を加算し た額	745,250円 に10メ ートルを 超える0.5 メ ートルま ごと に 55,540円 を加算し た額

- 備考
- 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
  - 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
  - 利用の期間が1日に満たない場合又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
  - 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。

附 則（平成20年3月31日条例第23号）

（施行期日）

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の際現に改正前の規定により知事が行う大磯港の管理については、平成21年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 改正前の第4条、第9条第2項、第10条第1項、第14条及び第24条の規定は、前項の規定により知事が管理を行う間は、なおその効力を有する。
- 平成21年3月31日以前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第4条、第9条第2項、第10条第1項、第14条及び第24条の規定によりされた処分又は手続は、改正後の第4条、第9条第2項、第10条第1項、第14条及び第24条の規定によりされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成20年7月22日条例第32号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日条例第63号）

（施行期日）

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第2条、附則第4項及び第5項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「条例」という。）の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為で施行日以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、同条の規定による改正後の条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 施行日前に第1条の規定による改正前の条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為で施行日以後知事が行うこととなる業務に係るものについては、同条の規定による改正後の条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為とみなす。

- 4 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の条例の規定により知事がした処分、手続その他の行為で同日以後指定管理者が行うこととなる業務に係るものについては、同条の規定による改正後の条例の規定により指定管理者がした処分、手続その他の行為とみなす。
- 5 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の条例により知事に対してなされた申請その他の行為で同日以後指定管理者が行うこととなる業務に係るものについては、同条の規定による改正後の条例の規定により指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 6 第2条の規定による改正後の条例第18条の表葉山港の項右欄に掲げる業務を行う指定管理者として同条例第20条の指定を受けようとする者は、第2条の規定の施行の日前においても、同条例第19条第1項の規定の例により、申請書を提出することができる。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは、「港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年神奈川県条例第63号。以下「改正条例」という。）附則第6項」とする。
- 7 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、第2条の規定の施行の日前においても、同条の規定による改正後の条例第20条の規定の例により、指定をすることができる。この場合において、同条中「前条」とあるのは「改正条例附則第6項」と、条例第21条第1項中「前条」とあるのは「改正条例附則第7項」と、条例第23条第1項中「第20条」とあるのは「改正条例附則第7項」とする。

附 則（平成22年12月28日条例第88号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月22日条例第32号）

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第4条第1項第2号アに掲げる施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうちこの条例の施行の日以後の期間に係る利用料を納入している者の当該納入している期間に係る利用料については、改正後の別表第1の2 係留料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、改正前の別表第1の2 係留料の表中

「 固定栈橋  
本港第一浮栈橋

」

とあるのは「本港浮栈橋」と、

「 新港第一浮栈橋  
新港第二浮栈橋  
新港第三浮栈橋

」

とあるのは「新港浮栈橋」とする。

附 則（平成25年1月11日条例第38号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は平成25年4月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。
- 2 港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日前においても、第2条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例第24条第2項、第25条第2項及び別表第3の規定の例により、知事の承認を得ることができる。

附 則（平成25年3月29日条例第74号）

改正 平成25年12月27日条例第124号

平成26年3月25日条例第7号

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の7の改正規定及び附則第3項の規定は、平成26年1月1日から施行する。

（平成26年4月規則第63号で、同26年5月1日から施行）

一部改正〔平成25年条例124号・26年7号〕

- 2 改正後の別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料の表の規定は、平成26年4月1日から起算し

て6月を超えない範囲内において規則で定める日から適用する。

(平成26年5月1日(同条例による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第93号)別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料の表の(1) 会議室利用料の表及び(2) シャワー室利用料の表の規定にあっては、平成26年6月1日から適用)追加〔平成25年条例124号〕

(経過措置)

3 別表第1の7の改正規定の施行の際現に葉山港の港湾の施設の専用利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうち当該改正規定の施行の日以後の期間に係る利用料を納入している者の当該納入している期間に係る利用料については、改正後の別表第1の7 専用利用料の表の(2) 建物の専用利用の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一部改正〔平成25年条例124号・26年7号〕

4 改正後の別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料の表の規定の適用の日(以下「適用日」という。)が平成26年5月1日前である場合には、適用日から同年4月30日までの間の湘南港の港湾の施設(次の表に掲げる施設に限る。)の利用に係る利用料の額は、改正後の別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料の表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

1 会議室利用料

港湾名	施設名	区分		利用料		
				午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
湘南港	港湾管理事務所	ミーティングルームA	全室	1時間につき 1,120円	1時間につき 1,240円	
			ミーティングルームA1	1時間につき 700円	1時間につき 780円	
			ミーティングルームA2	1時間につき 420円	1時間につき 460円	
			ミーティングルームB	1時間につき 420円	1時間につき 460円	
			ミーティングルームC	1時間につき 420円	1時間につき 460円	
			ミーティングルームD	1時間につき 160円	1時間につき 180円	
			ミーティングルームE	1時間につき 160円	1時間につき 180円	
			ミーティングルームF	1時間につき 160円	1時間につき 180円	
			大会運営室	全部を使用する場合	1時間につき 3,200円	1時間につき 3,530円
				2分の1を使用する場合	1時間につき 1,600円	1時間につき 1,770円
				3分の1を使用する場合	1時間につき 1,070円	1時間につき 1,180円
				4分の1を使用する場合	1時間につき 800円	1時間につき 890円
			メモリアルルーム	1時間につき 310円	1時間につき 340円	

2 船具ロッカー利用料

港湾名	施設名	種別	利用料
湘南港	港湾管理事務所	大型	1 箇年につき 14,900円
			1 日につき 500円
		中型	1 箇年につき 9,900円
			1 日につき 300円
		小型	1 箇年につき 5,000円
			1 日につき 200円

追加〔平成26年条例7号〕

- 5 適用日が平成26年5月1日前である場合には、同年4月30日までに湘南港の港湾の施設（前項の表に掲げる施設に限る。）の利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうち同年5月1日以後の期間に係る利用料を納入している者の当該納入している期間に係る利用料の額は、改正後の別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料の表の規定にかかわらず、同項の表に定める額とする。

追加〔平成26年条例7号〕

附 則（平成25年12月27日条例第124号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第52条及び第53条並びに附則第3項及び第11項の規定は公布の日から、第51条及び附則第10項の規定は同年5月1日から、第22条及び第42条並びに附則第8項の規定は同年10月1日から施行する。

（港湾の施設の利用料に関する経過措置）

- 10 第51条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の規定により港湾の施設の利用の承認を受け、かつ、現に当該承認に係る期間のうち平成26年5月1日以後の期間に係る利用料を納入している者の当該納入している期間に係る利用料については、同条の規定による改正後の同条例別表第1の2 係留料の表、3 陸置料の表及び6 クレーン利用料の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（港湾の施設の利用料金に関する経過措置）

- 11 港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定により指定管理者の指定を受けた者は、第51条の規定の施行の前においても、同日以後の港湾の施設の利用に係る利用料金について、同条の規定による改正後の同条例別表第3の規定の例により、港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年神奈川県条例第38号）第2条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例第24条第2項の規定に基づく知事の承認を得ることができる。

附 則（平成27年12月28日条例第107号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月28日条例第86号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
2 この条例の施行の際現に港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による許可を受けている土砂の採取に係る土砂採取料については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第18号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 附則第4項及び附則第5項の規定 公布の日

（2） 略

（3） 第47条中港湾の設置及び管理等に関する条例附則第1項及び附則第2項に見出しを付する改正規定、同条例附則第3項の改正規定並びに同条例附則第4項を削る改正規定並びに附則第12項から附則第15項までの規定 平成31年5月1日

（利用料金に関する経過措置）

4 第3条、第5条から第16条まで、第18条、第44条、第46条、第47条、第49条及び第50条に規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けたものは、施行日前においても、施行日以後の当該各条例により設置された施設の利用に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

(港湾の施設の利用料等に関する経過措置)

12 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日（以下「第3号施行日」という。）前に港湾の施設の利用の申込みを受理しているものに係る利用料については、第47条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 第3号施行日から施行日の前日までの間に施行日以後の港湾の施設の利用の申込みがあった場合における当該利用に係る利用料（利用料が月額で定められているもの及び次項の規定により利用料を月割りで計算するものにあつては、施行日前の日を含む月のものを除く。）は、第47条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例別表第1に定める額とする。

14 前項に規定する場合において、利用の期間が1箇年である係留料、陸置料及び船具ロッカー利用料は、月割りで計算する。

15 港湾の施設の利用に係る利用料金について附則第4項の承認を得た場合において、第3号施行日から施行日の前日までの間に同項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

附 則（令和元年10月21日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年7月17日条例第63号）

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料(1) 会議室利用料の表の改正規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和2年11月規則第85号で、附則ただし書に規定する規定は、同2年11月16日から施行・令和2年12月規則第100号で、同3年1月16日から施行)

附 則（令和2年12月25日条例第105号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第4号、第22条第1項第3号及び別表第1の6の2 港湾管理事務所利用料の表の改正規定は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和3年4月規則第44号で、同3年4月27日から施行)

附 則（令和4年3月25日条例第12号）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の7 専用利用料の表の(1)の表の備考5の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 港湾の設置及び管理等に関する条例第20条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、この条例の施行の前においても、同日以後の港湾の施設の利用に係る利用料金について、改正後の別表第3の規定の例により、港湾の設置及び管理等に関する条例第24条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

附 則（令和5年3月20日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月1日条例第67号）

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日条例第94号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第11条関係）

#### 1 岸壁利用料

岸壁利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条第1号の税率と当該税率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率（以下「消費税率等」という。）に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	利用の期間	利用料
湘南港	本船岸壁	1日以内	12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額
		1日を超え10日以内	99円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに99円を加算した額
		10日を超え1箇月以内	279円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに279円を加算した額
		1箇月を超え3箇月以内	789円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに789円を加算した額
		3箇月を超え6箇月以内	1,467円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに1,467円を加算した額
		6箇月を超え1箇年以内	1,806円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに1,806円を加算した額
大磯港	西岸壁 中央岸壁	3時間以内	8円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに8円を加算した額
	東岸壁 漁船物揚場 漁船船揚場	3時間を超える期間	係留時間24時間までごとに、12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額
真鶴港	第二物揚場	3時間以内	8円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに8円を加算した額
	第四物揚場 第五物揚場	3時間を超える期間	係留時間24時間までごとに、12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額

## 2 係留料

港湾名	施設名	利用の期間 単位 利用者 船長	1箇月未満		1箇月以上1箇年未満		1箇年	
			1日		1箇月		1箇年	
			県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者	県内に住所を有する者	県外に住所を有する者
湘南港	南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋	6メートル以下のもの	2,090円	2,560円	36,360円	43,640円	396,550円	475,840円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,850円	3,470円	47,270円	56,670円	515,400円	618,490円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	3,010円	3,610円	51,370円	61,680円	573,320円	687,920円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	3,470円	4,220円	58,180円	69,860円	636,240円	763,430円

	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,910円	4,680円	64,710円	77,590円	705,500円	846,650円
	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	4,360円	5,290円	73,050円	87,590円	796,470円	955,790円
	8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,830円	5,730円	81,840円	98,200円	892,290円	1,070,710円
	9メートルを超え9.5メートル以下のもの	5,290円	6,340円	88,210円	105,780円	963,380円	1,156,050円
	9.5メートルを超え10メートル以下のもの	5,580円	6,650円	94,560円	113,530円	1,032,800円	1,239,450円
	10メートルを超えるもの	5,580円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	6,650円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに590円を加算した額	94,560円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,340円を加算した額	113,530円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに7,550円を加算した額	1,032,800円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに68,960円を加算した額	1,239,450円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに83,350円を加算した額
漁船物揚場	4メートル以下のもの	590円	740円	10,430円	12,560円	114,440円	137,180円
漁船船揚場	4メートルを超え4.5メートル以下のもの	740円	880円	13,320円	16,050円	145,040円	174,000円
	4.5メートルを超え5メートル以下のもの	880円	1,200円	16,340円	19,670円	178,870円	214,640円
	5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,200円	1,490円	19,540円	23,480円	212,520円	254,970円
	5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,340円	1,630円	22,560円	27,110円	246,030円	295,280円
	6メートル	1,490円	1,800円	25,140円	30,140円	274,060円	328,960円

		を越え6.5メートル以下のもの					円	
		6.5メートルを越え7メートル以下のもの	1,630円	1,950円	28,160円	33,790円	307,710円	369,270円
		7メートルを越え7.5メートル以下のもの	1,950円	2,410円	32,260円	38,780円	352,290円	422,780円
		7.5メートルを越え8メートル以下のもの	2,250円	2,690円	37,420円	44,850円	408,380円	490,090円
		8メートルを越え8.5メートル以下のもの	2,560円	3,010円	42,570円	51,050円	465,540円	558,610円
		8.5メートルを越え9メートル以下のもの	3,010円	3,610円	51,370円	61,680円	560,420円	672,460円
		9メートルを越え9.5メートル以下のもの	3,310円	3,910円	56,370円	67,580円	615,310円	738,400円
		9.5メートルを越え10メートル以下のもの	3,610円	4,360円	61,520円	73,800円	671,390円	805,710円
		10メートルを超えるもの	3,610円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円を加算した額	4,360円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	61,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,140円を加算した額	73,800円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,030円を加算した額	671,390円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに56,060円を加算した額	805,710円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに66,680円を加算した額
葉山港	西物揚場	6メートル以下のもの	1,720円	2,100円	29,980円	35,990円	327,150円	392,550円
	西中央物揚場	6メートルを越え6.5メートル以下のもの	2,320円	2,780円	38,990円	46,750円	425,190円	510,240円
	東物揚場 東中央物揚場 東船揚場	6.5メートルを越え7メ	2,460円	2,960円	42,360円	50,860円	472,970円	567,510円

南物揚場	一メートル以下のもの						
	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,840円	3,470円	47,990円	57,630円	524,870円	629,810円
	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,220円	3,850円	53,380円	64,000円	582,040円	698,470円
	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,590円	4,330円	60,260円	72,270円	657,090円	788,520円
	8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,970円	4,720円	67,500円	81,030円	736,130円	883,330円
	9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,330円	5,220円	72,760円	87,260円	794,760円	953,750円
	9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,610円	5,460円	78,000円	93,640円	852,070円	1,022,520円
	10メートルを超えるもの	4,610円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに340円を加算した額	5,460円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに460円を加算した額	78,000円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,220円を加算した額	93,640円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,230円を加算した額	852,070円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに56,870円を加算した額	1,022,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに68,760円を加算した額
本港浮棧橋 新港浮棧橋	6メートル以下のもの	1,880円	2,300円	32,710円	39,260円	356,890円	428,240円
	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,520円	3,030円	42,550円	51,000円	463,850円	556,640円
	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,690円	3,220円	46,220円	55,490円	515,990円	619,110円
	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	3,100円	3,780円	52,360円	62,870円	572,590円	687,060円

		のもの					
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	3,520円	4,200円	58,220円	69,820円	634,950円 761,980円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,920円	4,730円	65,740円	78,840円	716,830円 860,220円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	4,330円	5,160円	73,630円	88,390円	803,060円 963,630円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,730円	5,690円	79,380円	95,190円	867,010円 1,040,440円
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	5,030円	5,970円	85,100円	102,150円	929,540円 1,115,480円
		10メートルを超えるもの	5,030円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに380円を加算した額	5,970円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに500円を加算した額	85,100円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに5,690円を加算した額	102,150円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,790円を加算した額	929,540円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに62,040円を加算した額
大磯港	東岸壁	6メートル以下のもの	1,500円	1,840円			
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	2,050円	2,490円			
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,160円	2,590円			
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,490円	3,030円			
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,810円	3,360円			

		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,130円	3,800円				
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,470円	4,120円				
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,800円	4,560円				
		9.5メートルを超え10メートル以下のもの	4,010円	4,780円				
		10メートルを超えるもの	4,010円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに300円を加算した額	4,780円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額				
真鶴港	南物揚場	6メートル以下のもの	1,340円	1,630円	21,810円	26,200円	237,990円	285,580円
	北物揚場	6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,630円	1,950円	28,320円	33,920円	309,240円	371,090円
	第一物揚場	6.5メートルを超え7メートル以下のもの	1,800円	2,250円	31,500円	37,870円	343,950円	412,770円
	第三物揚場	7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,090円	2,560円	34,990円	41,970円	381,700円	458,100円
	第六物揚場	7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,560円	3,010円	38,780円	46,510円	423,390円	508,130円
	南船揚場	8メートルを超え8.5メートル以下のもの	2,850円	3,470円	43,780円	52,580円	477,800円	573,320円
	北船揚場	8.5メートルを超え9メ	3,310円	3,910円	49,090円	58,950円	535,410円	642,440円
	船舶修理施設							

	一メートル以下のもの						
	9メートルを超え9.5メートル以下のもの	3,470円	4,220円	52,880円	63,500円	578,010円	693,680円
	9.5メートルを超え10メートル以下のもの	3,760円	4,520円	56,810円	68,170円	619,720円	743,550円
	10メートルを超えるもの	3,760円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに270円を加算した額	4,520円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	56,810円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに3,910円を加算した額	68,170円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに4,520円を加算した額	619,720円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに41,360円を加算した額	743,550円に10メートルを超える0.5メートルまでごとに49,560円を加算した額

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
- 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
- 3 利用の期間が4時間に満たない場合における係留料は、1日の係留料の額に2分の1を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 4 利用の期間が1日に満たない場合（4時間に満たない場合を除く。）又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
- 5 利用の期間が1箇月を超える場合（大磯港を利用する場合を除く。）で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。
- 6 船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶により、出港又は帰港の際に、港湾（当該承認に係る港湾に限る。）の施設を一時的に利用する場合には、係留料は徴収しない。

## 2の2 荷さばき地利用料

荷さばき地利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	利用料
大磯港	西荷さばき地 漁船荷さばき地	1平方メートル1日につき 12円
真鶴港	南荷さばき地 西荷さばき地	1平方メートル1日につき 12円

- 備考 1平方メートル若しくは1日に満たない場合又はこれらに端数が生じた場合は、それぞれ1平方メートル又は1日として計算する。

## 3 陸置料

港湾名	施設名	利用の期間	1箇月未満		1箇月以上1箇年未満		1箇年	
			単位		単位		単位	
		利用者	1日	1箇月	1日	1箇月	1日	1箇月
			県内に住	県外に住	県内に住	県外に住	県内に住	県外に住

		船長	所を有する者	所を有する者	所を有する者	所を有する者	所を有する者	を有する者
湘南港	船舶保管地	4メートル以下のもの	880円	1,020円	12,860円	15,450円	150,650円	180,830円
		4メートルを超え4.5メートル以下のもの	1,020円	1,200円	16,340円	19,670円	178,410円	214,030円
		4.5メートルを超え5メートル以下のもの	1,200円	1,490円	20,130円	24,240円	220,250円	264,360円
		5メートルを超え5.5メートル以下のもの	1,340円	1,630円	23,930円	28,780円	261,480円	313,780円
		5.5メートルを超え6メートル以下のもの	1,630円	1,950円	27,720円	33,320円	302,870円	363,500円
		6メートルを超え6.5メートル以下のもの	1,800円	2,090円	30,910円	37,120円	337,440円	404,900円
		6.5メートルを超え7メートル以下のもの	2,090円	2,560円	33,040円	39,690円	378,660円	454,470円
		7メートルを超え7.5メートル以下のもの	2,410円	2,850円	39,690円	47,570円	433,700円	520,410円
		7.5メートルを超え8メートル以下のもの	2,690円	3,310円	46,050円	55,310円	502,670円	603,180円
		8メートルを超え8.5メートル以下のもの	3,150円	3,760円	52,440円	62,880円	572,860円	687,470円
		8.5メートルを超え9メートル以下のもの	3,760円	4,520円	64,090円	76,970円	699,440円	839,380円
		9メートルを超え9.5メートル以下のもの	4,070円	4,830円	69,410円	83,350円	757,200円	908,660円
9.5メートル	4,520円	5,430円	75,770円	90,930円	826,180円	991,420円		

		を越え10メートル以下のもの					円	
		10メートルを超えるもの	4,520円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに360円を加算した額	5,430円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに420円を加算した額	75,770円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに6,340円を加算した額	90,930円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに7,550円を加算した額	826,180円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに68,960円を加算した額	991,420円 に10メートルを超える0.5メートルまでごとに82,740円を加算した額
葉山港	船舶保管地	4メートル以下のもの	730円	840円	10,600円	12,720円	124,300円	149,180円
		4メートルを越え4.5メートル以下のもの	840円	960円	13,470円	16,240円	147,170円	176,570円
		4.5メートルを越え5メートル以下のもの	960円	1,230円	16,610円	19,970円	181,690円	218,090円
		5メートルを越え5.5メートル以下のもの	1,100円	1,340円	19,730円	23,730円	215,720円	258,870円
		5.5メートルを越え6メートル以下のもの	1,340円	1,600円	22,850円	27,470円	249,860円	299,880円
		6メートルを越え6.5メートル以下のもの	1,470円	1,720円	25,480円	30,600円	278,380円	334,030円
		6.5メートルを越え7メートル以下のもの	1,720円	2,100円	27,240円	32,730円	312,370円	374,920円
		7メートルを越え7.5メートル以下のもの	1,980円	2,350円	32,730円	39,240円	357,780円	429,320円
		7.5メートルを越え8メートル以下のもの	2,230円	2,710円	37,980円	45,620円	414,700円	497,620円
		8メートルを越え8.5メ	2,590円	3,080円	43,230円	51,880円	472,610円	567,150円

一ト以下 のもの							
8.5メートル を超え9メ ートル以下 のもの	3,080円	3,720円	52,870円	63,510円	577,030 円	692,480円	
9メートル を超え9.5メ ートル以下 のもの	3,360円	3,970円	57,270円	68,760円	624,690 円	749,630円	
9.5メートル を超え10メ ートル以下 のもの	3,720円	4,470円	62,490円	74,990円	681,590 円	817,910円	
10メートル を超えるも の	3,720円 に10メー トルを超 える0.5 メートル までごと に250円 を加算し た額	4,470円 に10メー トルを超 える0.5 メートル までごと に290円 を加算し た額	62,490円 に10メー トルを超 える0.5 メートル までごと に4,660 円を加算 した額	74,990円 に10メー トルを超 える0.5 メートル までごと に5,560 円を加算 した額	681,590 円に10メ ートルを 超える 0.5メー トルまで ごとに 50,780円 を加算し た額	817,910円 に10メー トルを超 える 0.5メー トルまで ごとに 60,950円 を加算し た額	

- 備考 1 船舶及びその附属器具の保管料は、含まない。
- 2 県内に住所を有する者及び県外に住所を有する者の判定は、利用承認の日における現況による。
- 3 利用の期間が1日に満たない場合又は1日に端数がある場合は、1日として計算する。
- 4 利用の期間が1箇月を超える場合で、その期間に1箇月未満の端数があるときは、その端数は、1箇月として計算する。
- 4 船舶給水料  
船舶給水料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	給水料
湘南港	船舶給水施設	1立方メートルにつき 457円
大磯港	船舶給水施設	1立方メートルにつき 457円

- 備考 1 1立方メートルに満たない場合又はこれに端数がある場合は、1立方メートルとして計算する。
- 2 給水量は、所定の量水器により計量する。ただし、量水器の故障により給水量が明らかでないときは、知事の認定するところによる。
- 5 船舶修理施設利用料  
船舶修理施設利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

港湾名	施設名	利用料
真鶴港	船舶修理施設	1日につき12円に船舶の総トン数1トンを超える1トンまでごとに12円を加算した額

- 備考 利用の期間が1日に満たない場合又はその期間に1日未満の端数がある場合は、その満たな

い期間又はその端数は、1日として計算する。

6 港湾管理事務所利用料

(1) 会議室等利用料

港湾名	施設名	区分		利用料	
				午前9時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
湘南港	港湾管理事務所	艇整備庫	全室	1時間につき 1,980円	1時間につき 2,170円
			艇整備庫1	1時間につき 1,050円	1時間につき 1,150円
			艇整備庫2	1時間につき 930円	1時間につき 1,020円
		大会議室	全室	1時間につき 1,370円	1時間につき 1,510円
			大会議室1	1時間につき 860円	1時間につき 950円
			大会議室2	1時間につき 510円	1時間につき 560円
		医務室		1時間につき 290円	1時間につき 320円
		会議室A	全室	1時間につき 1,130円	1時間につき 1,250円
			会議室A1	1時間につき 640円	1時間につき 710円
			会議室A2	1時間につき 490円	1時間につき 540円
		会議室B		1時間につき 390円	1時間につき 430円
		海面監視室A		1時間につき 360円	1時間につき 400円
		海面監視室B		1時間につき 250円	1時間につき 270円
		海面監視室C		1時間につき 270円	1時間につき 300円
		海面監視室D		1時間につき 280円	1時間につき 310円
		真鶴港	港湾管理事務所	会議室	1時間につき 280円

(2) シャワー室利用料

港湾名	施設名	種別	単位	利用料
真鶴港	港湾管理事務所	シャワー設備	1回	220円

7 専用利用料

専用利用料の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、(1)及び(2)

の規定を適用する場合において、第5条第1項の規定による承認の期間が1月以上にわたるときで、建物その他の施設の使用に伴うものでないときは、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 次の表の区分の欄に掲げる構築物を設置するための土地の専用利用

区分		専用利用料		
		単位	港湾名	
			湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
第一種電柱		1本1年	2,460円	1,940円
第二種電柱			3,780円	2,980円
第三種電柱			5,100円	4,030円
第一種電話柱			2,200円	1,740円
第二種電話柱			3,520円	2,780円
第三種電話柱			4,830円	3,820円
その他の柱類			220円	170円
共架電線その他上空に設ける線類		240円	160円	
地下に設ける電線その他の線類		130円	86円	
管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	92円	73円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		130円	100円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		200円	160円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		260円	210円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400円	310円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		530円	420円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		920円	730円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,320円	1,040円
	外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,640円	2,080円
柵類			5,270円	4,160円
看板		表示面積1平方メートル1年	1,420円	960円
			8,200円	4,310円

- 備考 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話

柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 5 利用物件の長さ若しくは表示面積が0.01メートル若しくは0.01平方メートル未満であるとき又はこれらの長さ若しくは面積に0.01メートル若しくは0.01平方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。
- 6 利用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算する。
- 7 月数は、利用することができる日（以下「利用開始日」という。）から起算し、利用を終える日の属する月の利用開始日に相当する日の前日までの月数をもつて計算する。
- 8 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

(2) (1)以外の土地の専用利用

港湾名	専用利用料
湘南港 葉山港 大磯港 真鶴港	専用利用の部分に係る土地の価額××

- 備考 1 土地の価額は、知事が別に定める額とする。  
2 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。

(3) 建物の専用利用

港湾名	専用利用料
湘南港 葉山港 大磯港 真鶴港	専用利用の部分に係る建物の価額××+当該建物の敷地のうち当該建物の建築面積に相当する面積の土地の価額×××

- 備考 1 建物及び土地の価額は、知事が別に定める額とする。  
2 面積が0.01平方メートル未満であるとき又は面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。  
3 利用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。  
一部改正〔昭和44年条例25号・48年35号・49年29号・50年55号・55年58号・58年39号・61年54号・平成元年5号・4年59号・8年7号・9年7号・11年55号・12年83号・17年54号・18年85号・19年67号・20年63号・22年88号・23年32号・25年38号・74号・124号・26年7号・27年107号・29年86号・31年18号・令和2年63号・105号・4年12号・5年67号・94号〕

別表第2 (第11条関係)

占用料等の額は、次の表により計算して得た額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、法第37条第1項第1号の占用の期間が1月以上であるものに係る占用料の額は、次の表により計算して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

区分	占用料等		
	単位	港湾名	
		湘南港	葉山港、大磯港、真鶴港
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他原状のまま使用するもの	占用面積1平方メートル1年	320円	270円
倉庫、物置、小屋、栈橋、橋りょうその他		700円	590円

の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）				
第一種電柱	1本1年	2,460円	1,940円	
第二種電柱		3,780円	2,980円	
第三種電柱		5,100円	4,030円	
第一種電話柱		2,200円	1,740円	
第二種電話柱		3,520円	2,780円	
第三種電話柱		4,830円	3,820円	
鉄塔	占用面積1平方メートル1年	1,900円	1,600円	
その他の柱類	1本1年	220円	170円	
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	22円	17円	
地下に設ける電線その他の線類		13円	10円	
管類		外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	130円	100円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	200円	160円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	260円	210円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	400円	310円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	530円	420円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	920円	730円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	1,320円	1,040円
		外径が1メートル以上2メートル未満のもの	2,640円	2,080円
外径が2メートル以上のもの		5,270円	4,160円	
柵類			920円	770円
係船浮標、係船くい及び信号標		1基1年	900円	760円
看板	表示面積1平方メートル1年	8,200円	4,310円	
海水浴施設、売店及びバンガロー	占用面積1平方メートル1月	310円	260円	
土砂の採取	採取量1立方メートル		300円	

- 備考 1 第一種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上

の電線を支持するものをいう。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 4 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 5 占用面積、占用物件の長さ、表示面積若しくは土砂の採取量が0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル未満であるとき又はこれらの面積、長さ若しくは採取量に0.01平方メートル、0.01メートル若しくは0.01立方メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数を切り捨てて計算する。
- 6 占用料の額が年額で定められているものに係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算し、占用料の額が月額で定められているものに係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもつて計算する。
- 7 月数は、占用することができる日（以下「占用開始日」という。）から起算し、占用を終える日の属する月の占用開始日に相当する日の前日までの月数をもつて計算する。
- 8 占用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。
- 9 海水浴施設、売店及びバンガローの付属施設として設置する電線、水道管その他の付属工作物の占用料は、海水浴施設、売店及びバンガローの占用料の中に含まれるものとする。追加〔平成11年条例55号〕、一部改正〔平成22年条例88号・27年107号・29年86号・令和2年105号・5年94号〕

別表第3（第24条関係）

利用料金の上限額

1 駐車場利用料金

港湾名	施設名	車両の種類		
		原動機付自転車及び二輪自動車	普通自動車	大型自動車
湘南港	臨港道路附属駐車場	(港湾施設利用者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき410円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき830円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,670円とする。
		(その他の者) 1時間につき150円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき750円とする。	(その他の者) 1時間につき300円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,500円とする。	(その他の者) 1時間につき620円。ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,100円とする。
葉山港	臨港道路附属駐車場	(港湾施設利用者) 1時間につき160円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき420円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき840円とする。	(港湾施設利用者) 1時間につき630円。ただし、1回の駐車時間が2時間を超えるときは、1回につき1,680円とする。
		(その他の者) 1時間につき160円。た	(その他の者) 1時間につき310円。た	(その他の者) 1時間につき630円。た

		だし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき800円とする。	ただし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき1,550円とする。	だし、1回の駐車時間が4時間を超えるときは、1回につき3,150円とする。
大磯港	臨港道路附属駐車場	1時間につき160円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき520円とする。	1時間につき310円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき1,040円とする。	1時間につき630円。ただし、1回の駐車時間が3時間を超えるときは、1回につき2,090円とする。

- 備考 1 車両及びその附帯器具の保管料は、含まない。  
2 1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。  
3 港湾施設利用者とは、第4条第1項第1号及び第2号に掲げる施設（臨港道路附属駐車場を除く。）の利用について、同項の規定により知事又は指定管理者の承認を受けた者（第6条第2項及び第3項の規定により知事又は指定管理者の承認を要しない者を含む。）で、当該承認を受けた施設を利用するために駐車場を利用するものをいう。  
4 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（同法第3条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪の小型自動車及び軽自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下この表において同じ。）でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

## 2 クレーン利用料金

港湾名	施設名	種別	利用料金
湘南港	固定式荷役機械	3トン	1月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの 1回につき 2,830円
			1月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの 1回につき 1,760円
		20トン	1月未満の係留施設の利用の承認を受けたもの 1回につき 5,300円
			1月以上の係留施設の利用の承認を受けたもの及び1月未満の船舶保管地の利用の承認を受けたもの 1回につき 3,320円

備考 1月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、クレーン利用料金は徴収しない。

## 3 港湾管理事務所利用料金

### (1) 会議室利用料金

港湾名	施設名	区分	利用料金	
			午前9時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
湘南港	港湾管理事務所	ミーティングルームA	1時間につき 1,160円	1時間につき 1,280円
		ミーティングルームA1	1時間につき 730円	1時間につき 810円
		ミーティングルームA2	1時間につき 430円	1時間につき 470円

		ミーティングルーム B	1 時間につき 430円	1 時間につき 470円
		ミーティングルーム C	1 時間につき 430円	1 時間につき 470円
		ミーティングルーム D	1 時間につき 160円	1 時間につき 180円
		ミーティングルーム E	1 時間につき 160円	1 時間につき 180円
		ミーティングルーム F	1 時間につき 160円	1 時間につき 180円
	大会運営室	全部を使用する 場合	1 時間につき 3,350円	1 時間につき 3,690円
		2 分の 1 を使用 する場合	1 時間につき 1,680円	1 時間につき 1,850円
		3 分の 1 を使用 する場合	1 時間につき 1,120円	1 時間につき 1,230円
		4 分の 1 を使用 する場合	1 時間につき 840円	1 時間につき 930円
		メモリアルルーム	1 時間につき 310円	1 時間につき 340円
葉山港	港湾管理 事務所	会議室 A	1 時間につき 340円	1 時間につき 370円
		会議室 B	1 時間につき 420円	1 時間につき 460円
		多目的室 A	1 時間につき 700円	1 時間につき 790円
		多目的室 B	1 時間につき 750円	1 時間につき 840円

(2) 設備利用料金

ア シャワー室利用料金

港湾名	施設名	種別	単位	利用料金
湘南港	港湾管理事務所	シャワー設備	1 回	220円
葉山港	港湾管理事務所	シャワー設備	1 回	110円

イ 会議室設備利用料金

港湾名	施設名	種別	単位	利用料金
葉山港	港湾管理事務所	会議室音響セット	1 回	1,460円

備考 1 1 回とは、継続する 4 時間以内の利用をいう。

2 利用時間が継続して 4 時間を超える場合のその超える利用時間に係る利用料金は、その超える利用 1 時間につき、1 回の利用料金の額に 4 分の 1 を乗じて得た額とする。この場合において、その超える利用時間が 1 時間に満たない場合又はこれに 1 時間未満の端数の時間を生じた場合は、その満たない時間又はその端数の時間を 1 時間として計算する。

(3) 船具ロッカー利用料金

港湾名	施設名	種別	利用料金	
湘南港	港湾管理事務所	大型	1 年につき	15,600円
			1 日につき	510円

		中型	1年につき	10,360円
			1日につき	300円
		小型	1年につき	5,230円
			1日につき	200円
葉山港	港湾管理事務所	大型	1年につき	13,310円
			1日につき	420円
		小型	1年につき	6,660円
			1日につき	210円

#### 4 舟艇上下架装置利用料金

港湾名	施設名	利用料金	
葉山港	固定式荷役機械	1回につき	630円

備考 1箇月以上の船舶保管地の利用の承認を受けている者が、その承認に係る船舶のために利用する場合は、舟艇上下架装置利用料金は徴収しない。

追加〔平成25年条例38号〕、一部改正〔平成26年条例7号・31年18号・令和4年12号〕

改正	昭和41年7月5日規則第49号	昭和42年9月20日規則第71号
	昭和44年3月31日規則第22号	昭和47年3月31日規則第64号
	昭和48年3月31日規則第33号	昭和49年5月2日規則第52号
	昭和55年3月15日規則第13号	昭和56年3月31日規則第92号
	昭和57年5月31日規則第53号	昭和59年3月23日規則第22号
	昭和61年12月23日規則第88号	平成元年3月28日規則第38号
	平成3年5月31日規則第37号	平成5年3月9日規則第13号
	平成5年3月31日規則第61号	平成6年3月31日規則第117号
	平成7年3月31日規則第58号	平成8年3月29日規則第25号
	平成9年3月31日規則第74号	平成11年3月31日規則第53号
	平成11年12月28日規則第93号	平成12年3月31日規則第103号
	平成13年3月30日規則第57号	平成15年6月24日規則第102号
	平成17年3月29日規則第102号	平成17年10月28日規則第155号
	平成18年12月28日規則第132号	平成19年2月27日規則第14号
	平成20年3月31日規則第39号	平成20年12月26日規則第123号
	平成22年3月30日規則第55号	平成23年2月25日規則第8号
	平成23年7月22日規則第59号	平成24年2月10日規則第10号
	平成25年1月11日規則第5号	平成25年3月29日規則第40号
	平成26年3月25日規則第35号	令和元年6月25日規則第15号
	令和2年11月10日規則第86号	令和3年4月23日規則第45号
	令和3年9月28日規則第80号	令和4年3月29日規則第29号
	令和6年3月29日規則第39号	

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則をここに公布する。

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93号）の施行その他港湾の管理並びに港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく届出及び通知に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成12年規則103号・17年102号〕

（事務の委任）

第1条の2 次に掲げる事務は、土木事務所長（以下「所長」という。）に委任する。

- （1） 港湾の設置及び管理等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第1項ただし書及び第6条第1項の規定により、行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。
- （2） 条例第4条第1項の規定により、港湾の施設の利用を承認すること（同項第1号ア及びエ、第2号イ及びウ並びに第4号（条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合を除く。）に掲げる施設における条例第4条第1項の承認に係るものに限る。）。
- （3） 条例第5条第1項及び第6条第1項の規定により、次に掲げる専用利用を承認し、及び承認に代わる協議を行うこと。

ア 臨港道路における専用利用（イからオまでに該当するものを除く。）

イ 仮設又は可搬式構造の構築物の設置に係る専用利用（エ及びオに該当するものを除く。）

ウ 原状のまま使用する300平方メートル以下の専用利用

エ 電柱その他の柱類、鉄塔、線類、さく類及び看板の設置に係る専用利用（オに該当するものを除く。）

オ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により承認を受け、又は承認に代わる協議を行い

設置した構築物に添架する構築物のための専用利用

カ 条例第5条第1項又は第6条第1項の規定により知事がした専用利用の承認又は承認に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該承認又は承認に代わる協議に基づく専用利用と同一内容の専用利用

- (4) 条例第9条第2項の規定により、前2号の承認に係る地位承継の届出を受理すること（条例第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまで、第2号ア及びエからキまで、第3号並びに第4号（条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合に限る。）に掲げる施設における条例第4条第1項の承認に係るものを除く。）。
- (5) 条例第10条第1項の規定により、第2号及び第3号の承認に係る権利の譲渡を承認すること（条例第4条第1項第1号イ、ウ及びオからクまで、第2号ア及びエからキまで、第3号並びに第4号（条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合に限る。）に掲げる施設における条例第4条第1項の承認に係るものを除く。）。
- (6) 条例第12条第2項の規定により条例第4条第1項の承認及び第3号の承認に係る利用料を減免し、並びに条例第12条第2項第2号の規定により構築物を港湾の機能を助長する施設として特に認めること。
- (7) 条例第12条第3項の規定により、第14号の許可に係る占用料等を減免すること。
- (8) 条例第13条ただし書の規定により、第2号及び第3号の承認に係る利用料並びに第14号の許可に係る占用料等を還付すること。
- (9) 条例第14条の規定により、船舶の入出港の届出を受理すること。
- (10) 条例第15条の規定により、係留場所、駐車場所及び滞留場所を指示し、並びにこれらの変更を命ずること。
- (11) 条例第16条の規定により、港湾の施設の一部の利用の禁止及び制限をすること。
- (12) 条例第17条第1項及び第2項第1号から第3号までの規定により、許可及び承認の取消し等の監督処分を行うこと。ただし、第1号から第3号まで及び第5号の許可、承認及び協議に係るものに限る。
- (13) 条例第30条の規定により、過料を科すること。
- (14) 港湾法（以下「法」という。）第37条第1項及び第3項の規定により、次に掲げる行為を許可し、及び許可に代わる協議を行うこと。
  - ア 公共空地の占用
  - イ 仮設又は可搬式構造の工作物の設置に係る水域の占用
  - ウ 原状のまま使用する2,000平方メートル以下の水域の占用
  - エ 法第37条第1項又は第3項の規定により知事がした港湾区域内の水域の占用の許可又は許可に代わる協議に付された有効期間の満了の日から引き続いて行う、当該許可又は許可に代わる協議に基づく占用と同一内容の占用
  - オ 1,000立方メートル以下の土砂の採取
  - カ 係留施設、用水きよ又は排水きよの建設及び改良
  - キ 汚水等の廃物の投棄
- (15) 法第56条の4第1項の規定により、同項第2号又は第3号に該当する者（前号の規定による所長の許可を受けた者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等及び許可の取消し等の監督処分を行い、並びに法第37条第1項の規定に違反した者（同項第1号の規定に違反した者については、公共空地を許可なく占用した者、仮設又は可搬式構造の工作物の設置のために許可なく水域を占用した者及び許可なく水域を原状のままに占用した者のうち違反行為発見時における当該原状のままの占用の面積が2,000平方メートル以下の面積を占用した者に限る。）に対して工事その他の行為の中止等の監督処分を行うこと。
- (16) 法第56条の4第2項の規定により、前号に掲げる事務に関し、必要な措置を自ら行い、及び命じた者に行わせること。

追加〔昭和42年規則71号〕、一部改正〔昭和48年規則33号・55年13号・57年53号・平成3年37号・8年25号・12年103号・13年57号・17年102号・20年39号・123号・22年55号・25年5号・40号・令和6年39号〕

(行為の許可の申請)

第2条 条例第3条第1項ただし書の規定による行為の許可を受けようとする者は、港湾施設内における行為許可申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和42年規則71号〕

（利用の承認の申請）

第3条 次の各号に掲げる港湾の施設の利用の承認を受けようとする者は、当該各号に掲げる申請書を所長に提出しなければならない。

（1） 条例第4条第1項第1号ア及び第4号イ（第二物揚場、第四物揚場及び第五物揚場に限る。）に掲げる施設 岸壁利用承認申請書（第2号様式）

（2） 条例第4条第1項第1号エ、第2号イ及びウ並びに第4号ア及びイ（第二物揚場、第四物揚場及び第五物揚場を除く。）に掲げる施設 1箇月以上の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては係留施設利用承認申請書（第3号様式）、1箇月未満の施設の利用の承認を受けようとする場合にあつては臨時係留施設利用承認申請書（第4号様式）

（3） 条例第4条第1項第4号ウに掲げる施設 荷さばき地利用承認申請書（第4号様式の2）

2 条例第18条第2項の規定により指定管理者に業務を行わせる場合においては、条例第4条第1項第4号アからウまでに掲げる施設の利用の承認の申請については、前項の規定は、適用しない。

一部改正〔昭和42年規則71号・44年22号・47年64号・48年33号・59年22号・平成5年13号・6年117号・8年25号・13年57号・17年102号・20年39号・123号・22年55号・令和6年39号〕

（専用利用の承認の申請）

第4条 条例第5条第1項の規定による専用利用の承認を受けようとする者は、港湾施設専用利用承認申請書（第5号様式）を知事（第1条の2第3号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長）に提出しなければならない。

一部改正〔昭和42年規則71号・平成12年103号・17年102号・22年55号〕

（湘南港の施設の専用利用の承認等の基準）

第5条 湘南港における条例第5条第2項に規定する風致を著しく害するおそれがあるときとは、次に掲げるときとする。

（1） 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に著しく調和しないものであるとき。

（2） 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第1左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当しないものであるとき。

2 湘南港における地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による施設の使用については、その内容が次の各号に該当するものである場合に限り、これを許可することができるものとする。

（1） 構築物の外観、形態及び色彩が周囲の環境に調和するものであるとき。

（2） 構築物の用途、高さ及び敷地面積に対する割合が別表第2左欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる用途及び同表右欄に掲げる基準に該当するものであるとき。

（3） 港湾の開発又は利用に著しい支障を及ぼすおそれがないものであるとき。

一部改正〔昭和48年規則33号・55年13号・59年22号・平成19年14号〕

（利用料の徴収時期）

第6条 条例第11条第1項の規定による利用料（条例第4条第1項の規定による利用に係るものに限る。）は、前納とする。ただし、荷さばき地利用料及び船舶修理施設利用料については承認の日から起算して20日以内に、駐車場利用料については当該利用が終了した後速やかに精算し、納付しなければならない。

一部改正〔昭和56年規則92号・平成13年57号・15年102号・17年102号・25年5号〕

第7条 削除

〔平成17年規則155号〕

（出港届の時期の特例）

第8条 条例第14条の規定による入港の届出を行う場合において、出港の日時があらかじめ定まっているときは、入港の届出と同時に届出をすることができる。この場合において、届け出た後に届出の日時に変更があつたときは、速やかにその旨を所長に届け出なければならない。

一部改正〔昭和42年規則71号・平成17年102号・20年39号・123号・25年5号〕

(指定管理者指定申請書)

第9条 条例第19条第1項に規定する申請書は、港湾指定管理者指定申請書(第6号様式)とする。

追加〔平成17年規則102号〕、一部改正〔平成22年規則55号〕

(指定管理者の指定の基準)

第10条 条例第20条第10号に規定する規則で定める基準は、申請者である法人その他の団体の役員等が、港湾の振興について熱意と識見を有していることとする。

追加〔平成17年規則102号〕

(利用の事務を行わない日)

第11条 条例第4条第1項の規定による利用(同項第1号オ、第2号オ及び第3号ウに掲げる施設に係るものを除く。)に係る事務(以下「利用の事務」という。)を行わない日は、港湾の区分に応じて、別表第3に掲げる日とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、利用の事務(条例第4条第1項第1号エ及び第2号イに掲げる施設に係るものを除く。以下この項において同じ。)を行わない日を臨時に変更し、又は臨時に利用の事務を行わない日を定めることができる。

追加〔平成5年規則61号〕、一部改正〔平成17年規則102号・20年39号・123号・22年55号・23年8号・25年5号〕

(駐車場の開場時間)

第12条 臨港道路附属駐車場の開場時間は、次の各号に掲げる港湾の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

(1) 湘南港 午前5時から午後9時30分まで

(2) 葉山港 午前5時から午後10時まで

(3) 大磯港 午前5時から午後10時まで(4月1日から9月30日までの間にあつては、午前4時から午後10時まで)

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開場時間を臨時に変更することができる。

追加〔平成13年規則57号〕、一部改正〔平成15年規則102号・17年102号・20年39号・123号・22年55号・24年10号・令和2年86号〕

(港湾管理事務所の開所時間)

第12条の2 港湾管理事務所の開所時間は、次の各号に掲げる港湾の区分に応じて、当該各号に定める時間とする。

(1) 湘南港 午前8時から午後6時まで(4月29日から5月5日までの日、同月6日から6月30日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の祝日等」という。)並びに7月1日から8月31日までの日にあつては、午前7時30分から午後7時まで)。ただし、ミーティングルームAからミーティングルームFまで、大会運営室、メモリアルルーム、艇整備庫、大会議室、医務室、会議室A、会議室B及び海面監視室Aから海面監視室Dまでにあつては、午前9時から午後10時まで

(2) 葉山港 午前8時から午後6時まで(7月1日から8月31日までの間の土曜日、日曜日及び国民の祝日等にあつては、午前7時30分から午後7時まで)。ただし、会議室A、会議室B、多目的室A及び多目的室Bにあつては、午前9時から午後10時まで

(3) 真鶴港 午前9時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は知事の承認を得て、同項に規定する開所時間を臨時に変更することができる。

追加〔平成18年規則132号〕、一部改正〔平成20年規則123号・22年55号・25年40号・令和2年86号・3年45号〕

(利用料金の承認の申請)

第12条の3 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、収支予算書その他知事が必要と認める書類を添付して知事に申請しなければならない。

追加〔平成25年規則5号〕

(占用等の許可の申請)

第13条 法第37条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、次の各号

に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める申請書に知事（第1条の2第14号に掲げる事務に係るものにあつては、所轄の所長。以下この項において同じ。）が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 法第37条第1項第1号に掲げる行為 水域（公共空地）占用許可申請書（第7号様式）
- (2) 法第37条第1項第2号に掲げる行為 土砂採取許可申請書（第8号様式）
- (3) 法第37条第1項第3号に掲げる行為 工事許可申請書（第9号様式）
- (4) 法第37条第1項第4号に掲げる行為のうち港湾法施行令（昭和26年政令第4号。以下「政令」という。）第14条第2号に規定する行為 廃物投棄許可申請書（第10号様式）

追加〔平成12年規則103号〕、一部改正〔平成17年規則102号・22年55号・26年35号〕

（廃物の指定）

第14条 政令第14条第2号に規定する知事が指定する廃物は、汚水、残さい、残土その他これらに類する物とする。

追加〔平成12年規則103号〕、一部改正〔平成17年規則102号〕

（書類の経由及び部数）

第15条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類（第9条に規定する申請書を除く。）並びに法第38条の2及び法第56条の3の規定に基づく届出又は通知は、当該港湾又は水域を管轄する所長を経由して正副2部を提出しなければならない。

一部改正〔昭和41年規則49号・42年71号・59年22号・平成5年61号・12年103号・17年102号〕

（港湾審議会の委員）

第16条 神奈川県港湾審議会（以下「審議会」という。）の委員は、学識経験がある者、県議会議員、関係市町長及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は補充による委員の任期は、他の在任委員の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

一部改正〔昭和55年規則13号・59年22号・平成5年61号・11年53号・12年103号・17年102号〕

（審議会の会長）

第17条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を行う。

一部改正〔昭和59年規則22号・平成5年61号・12年103号・17年102号〕

（審議会の会議）

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数の同意で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔昭和59年規則22号・平成5年61号・12年103号・17年102号〕

（審議会の庶務）

第19条 審議会の庶務は、県土整備局河川下水道部河港課において処理する。

一部改正〔昭和59年規則22号・平成5年61号・11年53号・12年103号・17年102号・22年55号・令和4年29号〕

（審議会への委任）

第20条 第16条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔昭和59年規則22号・平成5年61号・11年53号・12年103号・17年102号〕

（実施細目）

第21条 この規則に定めるもののほか、港湾の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

追加〔平成11年規則53号〕、一部改正〔平成12年規則103号・17年102号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第4条及び第6条の規定は、昭和39年10月25日から施行する。

2 この規則施行の日以後最初に開催される審議会の会議は、第13条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

附 則（昭和41年7月5日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年9月20日規則第71号）

1 この規則は、昭和42年10月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請、届出その他の手続及び許可、認可その他の処分について適用する。

2 この規則施行前になされた申請、催告その他の手続又は行為でこの規則施行の際まだその処理がされていないもの又はその処理が継続中のものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和44年3月31日規則第22号）

この規則は、昭和44年5月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日規則第64号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行し、同日以後に行なわれる申請から適用する。

附 則（昭和48年3月31日規則第33号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年5月2日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月15日規則第13号）

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前にされた申請その他の手続又は行為でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和56年3月31日規則第92号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年5月31日規則第53号）

1 この規則は、昭和57年6月1日から施行する。

2 この規則の施行前にされた申請その他の手続でこの規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和59年3月23日規則第22号）

1 この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則に定める様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（昭和61年12月23日規則第88号）

1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成元年3月28日規則第38号）

1 この規則は、平成元年5月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成3年5月31日規則第37号）

1 この規則は、平成3年6月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成5年3月9日規則第13号）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成5年3月31日規則第61号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第117号）

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成7年3月31日規則第58号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成8年3月29日規則第25号）

- 1 この規則は、平成8年5月1日から施行する。ただし、第1条の2の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第74号）

- 1 この規則は、平成9年5月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成11年3月31日規則第53号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、神奈川県部設置条例等の一部を改正する条例（平成10年神奈川県条例第42号）の施行の日〔平成11年6月1日〕から施行する。

附 則（平成11年12月28日規則第93号）

- 1 この規則は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成12年3月31日規則第103号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
（港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この規則の施行前に旧規則の規定によりなされた申請その他の行為でこの規則施行の際現に効力を有するものは、第3条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の相当規定によりなされた申請その他の行為とみなす。
- 5 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成13年3月30日規則第57号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（第2項第2号及び第3項第4号中「ウまで」を「エまで」に改める部分を除く。）、第6条ただし書の改正規定、第8号様式を第7号様式の2とし、同様式の次に1様式を加える改正規定及び第11号様式を第10号様式の3とし、同様式の次に1様式を加える改正規定は、平成13年7月20日から施行する。

附 則（平成15年6月24日規則第102号）

- 1 この規則は、平成15年7月20日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成17年3月29日規則第102号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正前の第1条の2、第3条第1項及び第2項並びに第6条から第9条の2までの規定は、平成18年9月1日（同日前に港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年神奈川県条例第54号）による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例（昭和39年神奈川県条例第93

- 号) 第20条の規定により指定管理者の指定をした場合にあっては、当該指定の日。以下「指定等の日」という。) までの間は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行前に改正前の規定によりなされた申請その他の手続又は行為のうちこの規則の施行の日以後において土木事務所長が行うこととなる事務に係るもので、この規則の施行の際まだその処理がなされていないものは、この規則の施行の日以後においては、土木事務所長に対してなされた申請その他の手続又は行為とみなす。
  - 4 この規則の施行の日から指定等の日までの間は、附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第3条第1項第3号に規定する陸置施設利用承認申請書及び同項第4号に規定するクレーン利用承認申請書中「神奈川県湘南なぎさ事務所長」とあるのは「神奈川県 土木事務所長」とする。
  - 5 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
    - 附 則 (平成17年10月28日規則第155号)  
この規則は、平成17年11月1日から施行する。
    - 附 則 (平成18年12月28日規則第132号)  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。
    - 附 則 (平成19年2月27日規則第14号)  
この規則は、平成19年3月1日から施行する。
    - 附 則 (平成20年3月31日規則第39号)  
1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
    - 2 改正前の港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の規定は、平成21年3月31日までの間は、なおその効力を有する。
      - 附 則 (平成20年12月26日規則第123号)  
1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
      - 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。
        - 附 則 (平成22年3月30日規則第55号)  
この規則は、平成22年4月1日から施行する。
        - 附 則 (平成23年2月25日規則第8号)  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。
        - 附 則 (平成23年7月22日規則第59号)  
この規則は、平成23年10月1日から施行する。
        - 附 則 (平成24年2月10日規則第10号)  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
        - 附 則 (平成25年1月11日規則第5号)  
1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
        - 2 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(平成25年神奈川県条例第38号)附則第2項の規定による承認のうち同条例第2条の規定による改正後の港湾の設置及び管理等に関する条例(昭和39年神奈川県条例第93号)第24条第2項及び別表第3の規定の例による承認については、改正後の第12条の3の規定の例による。
          - 附 則 (平成25年3月29日規則第40号)  
この規則は、港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(平成25年神奈川県条例第74号)の施行の日から施行する。
            - 附 則 (平成26年3月25日規則第35号)  
この規則は、平成26年3月26日から施行する。
            - 附 則 (令和元年6月25日規則第15号)  
この規則は、令和元年7月1日から施行する。
            - 附 則 (令和2年11月10日規則第86号)  
この規則は、令和2年11月16日から施行する。
            - 附 則 (令和3年4月23日規則第45号)

この規則は、令和3年4月27日から施行する。

附 則（令和3年9月28日規則第80号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の各規則に定める様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和4年3月29日規則第29号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第39号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別表第1（第5条関係）

施設の名称	用途	基準	
		高さ	敷地面積に対する割合
臨港道路附属 駐車場	駐車場関連施設	3メートル 以下	100分の1以内
漁船荷さばき 地	蓄養池、油倉庫、漁具倉庫及びこれらの関連施設	3メートル 以下	100分の4以内
貯油所	貯油タンク（地下に設けるものに限る。）、船舶 給油施設及びこれらの関連施設	3メートル 以下	100分の80以内

一部改正〔昭和48年規則33号・59年22号〕

別表第2（第5条関係）

施設の区分	用途	基準	
		高さ	敷地面積に対する割合
船舶保管地	ヨットクラブハウス、船舶修理施設、公衆便所、 焼却炉及びこれらの関連施設	14メートル 以下	100分の25以内
旅客待合所	旅客待合所、手荷物取扱所及びこれらの関連施設	10メートル 以下	100分の40以内
中央緑地	公衆便所、公衆電話、公園施設、上水道ポンプ場、 下水ポンプ場、消防器具保管施設及びこれらの関 連施設	4メートル 以下	100分の20以内
北緑地	バス停車場、公衆便所、公衆電話、公園施設及び これらの関連施設	4メートル 以下	100分の5以内

追加〔昭和59年規則22号〕

別表第3（第11条関係）

港湾の区分	利用の事務を行わない日
湘南港 本船岸壁 南物揚場 中央物揚場 北物揚場 浮棧橋 船舶保管地 船舶給水施設	(1) 火曜日（4月29日から5月5日まで及び6月 1日から8月31日までの間を除く。以下この項に おいて同じ。）。ただし、国民の祝日等が火曜日 に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 5月6日以降の最初の水曜日

	港湾管理事務所 固定式荷役機械	
	漁船物揚場 漁船船揚場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ((2)に掲げる日を除く。)
葉山港	西物揚場 西中央物揚場 西船揚場 本港浮棧橋 新港浮棧橋 南物揚場 船舶保管地 港湾管理事務所 固定式荷役機械	(1) 火曜日(7月1日から8月31日までの間を除く。以下この項において同じ。)。ただし、国民の祝日等が火曜日に当たるときは、水曜日とする。 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
	東物揚場 東中央物揚場 東船揚場	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ((2)に掲げる日を除く。)
大磯港		(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日等 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 ((2)に掲げる日を除く。)
真鶴港		(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

全部改正〔平成23年規則8号〕、一部改正〔平成23年規則59号・25年5号・40号・令和3年45号〕

#### 第1号様式

(第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

一部改正〔昭和42年規則71号・59年22号・平成3年37号・6年117号・11年93号・17年102号・令和元年15号・3年80号〕

#### 第2号様式

(第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔昭和47年規則64号〕、一部改正〔昭和48年規則33号・59年22号・平成3年37号・6年117号・7年58号・11年93号・17年102号・20年123号・令和元年15号・3年80号・6年39号〕

#### 第3号様式

(第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔昭和47年規則64号〕、一部改正〔昭和59年規則22号・平成3年37号・6年117号・7年58号・11年93号・17年102号・20年123号・令和元年15号・3年80号・6年39号〕

#### 第4号様式

(第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

全部改正〔平成20年規則123号〕、一部改正〔令和元年規則15号・3年80号・6年39号〕

#### 第4号様式の2

(第3条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔令和6年規則39号〕

#### 第5号様式

(第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

一部改正〔昭和42年規則71号・59年22号・平成3年37号・6年117号・11年93号・17年102号・22年55号・令和元年15号・3年80号〕

第6号様式

(第9条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成17年規則102号〕、一部改正〔平成22年規則55号・令和元年15号〕

第7号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成12年規則103号〕、一部改正〔平成17年規則102号・22年55号・令和元年15号・3年80号〕

第8号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成12年規則103号〕、一部改正〔平成17年規則102号・22年55号・令和元年15号・3年80号〕

第9号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成12年規則103号〕、一部改正〔平成17年規則102号・22年55号・令和元年15号・3年80号〕

第10号様式

(第13条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)

追加〔平成12年規則103号〕、一部改正〔平成17年規則102号・22年55号・令和元年15号・3年80号〕